

獣医事審議会免許部会・中央環境審議会動物愛護部会愛玩動物看護師小委員会  
(合同会合) の開催について

### 1 開催の趣旨

愛玩動物看護師資格制度がその法の目的の達成に資するよう、その免許の付与及び行政処分を適切に実施して愛玩動物看護師に対する信頼性を確保し、獣医療分野及び動物愛護・適正飼養分野両方の側面より、愛玩動物看護師制度を広く普及していくため、獣医事審議会免許部会及び中央環境審議会動物愛護部会愛玩動物看護師小委員会による合同会合において、審議を進めることとする。

### 2 合同会合の構成員

合同会合の委員は、獣医事審議会免許部会及び中央環境審議会動物愛護部会愛玩動物看護師小委員会の委員から構成する。また、必要に応じて外部の委員を参加させることができるものとする。

### 3 座長等

- (1) 本合同会合には、座長及び座長代理を置く。
- (2) 座長は委員の互選により選出し、座長代理は座長が任命する。
- (3) 座長は本合同会合を統括する。

### 4 開催方針

- (1) 本合同会合は、原則公開（場合によって非公開）により行う。
- (2) 会合資料、議事概要は、合同会合終了後、座長の了解を得て公開する。
- (3) 本合同会合での審議結果は、獣医事審議会の権限に属する事項については獣医事審議会議長に、中央環境審議会の権限に属する事項については中央環境審議会議長に、座長又は座長代理から報告することとする。

(別紙) 合同会合構成員名簿

獣医事審議会免許部会・中央環境審議会動物愛護部会愛玩動物看護師小委員会  
(合同会合) 構成員名簿 (敬称略、五十音順)

浅野 明子	高木國雄法律事務所弁護士
磯部 哲	慶応義塾大学大学院法務研究科教授
佐伯 潤	公益社団法人日本獣医師会動物福祉・愛護担当職域理事
中山 裕之	東京大学名誉教授
長田 三紀	元全国地域婦人団体連絡協議会事務局長
西村 亮平	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
村中 志朗	公益社団法人日本獣医師会副会長
山崎 薫	学校法人ヤマザキ学園理事長
横田 淳子	一般社団法人日本動物看護職協会会長

## 第 1 回愛玩動物看護師国家試験予備試験の結果について

### 1 試験実施概要

#### (1) 日時等

令和 4 年 11 月 6 日 (日)

必須問題 12 : 00～12 : 50 (50 分間)

実地問題 14 : 30～16 : 10 (100 分間)

#### (2) 場所

全国 7 都道府県 13 会場

(札幌市、仙台市、東京都、名古屋市、大阪市及び寝屋川市、広島市、福岡市)

#### (3) 方法

必須問題、実地問題のいずれもマークシート形式 五肢択一

### 2 試験結果 (全体正答率 60%以上を合格とする)

受験者数 9,841 人

**合格者数 9,794 人 (合格率 99.5%)**

※12月1日(木)13時に指定試験機関のウェブページに合格者の受験番号及び合格率を掲載。

※(参考)認定動物看護師(既存の民間の統一資格)登録者数30,443名  
(令和4年9月1日時点)

### (参考) 第 1 回愛玩動物看護師国家試験について

#### 1 試験実施概要

##### (1) 日時等

令和 5 年 2 月 19 日 (日)

##### (2) 場所

予備試験同様全国 7 都道府県

##### (3) 方法

必須問題、一般問題、実地問題のいずれもマークシート形式 五肢択一

##### (4) 受験申込期間

令和 4 年 12 月 1 日 (木) ～22 日 (木) ※書類提出は 23 (金) 消印有効

#### 2 受験資格 (以下のいずれか一つを満たすこと)

① 愛玩動物看護師を養成する大学・養成所を卒業

② 動物の看護師を養成する大学等を卒業し、講習会を受講

③ 予備試験 (令和 4 年 11 月 6 日実施) に合格

(③の合格者 9,794 人)

#### 3 合格発表

令和 5 年 3 月 17 日 (金)

## 合同会合における検討事項及び検討の進め方について

### 1. 背景

- ・愛玩動物看護師法は愛玩動物をめぐる状況に鑑み、新たに愛玩動物看護師の資格を定めるとともに、その業務が適正に運用されることを目的として令和元年6月に議員立法として成立した。
- ・法成立後、政省令等の制定、指定試験機関及び指定登録機関の指定、講習会の実施等の必要な体制を整えて、第1回の愛玩動物看護師国家試験予備試験が本年11月6日に実施されたところであり、また第1回の国家試験が令和5年2月19日に予定されている。同年3月17日の合格発表後は、愛玩動物看護師免許の申請がなされ、4月上旬には愛玩動物看護師が誕生することとなる。

### 2. 愛玩動物看護師制度推進に向けた検討事項について

- ・愛玩動物看護師資格に関して、新たな国家資格としての信頼の構築並びに愛玩動物に関する獣医療分野及び動物愛護・適正飼養分野での役割等の愛玩動物看護師のあり方について検討していく必要がある。また、法成立時の附帯決議において、愛玩動物看護師の社会的役割や認知度、資質の向上、人材育成の充実等の諸課題について、法施行後5年を目途として検討を行い、適切な措置を講ずることが求められている。
- ・このため、合同会合においては、以下の4つの柱に分けて、具体的な課題について計画的に御審議いただくこととしたい（別紙）。
  - ①国家資格の信頼確保
    - ・第1回愛玩動物看護師国家試験及び予備試験の実施結果に関する検証や第2回試験に向けた課題の整理
    - ・愛玩動物看護師の免許付与審査に係る手続き及び処分の判断基準の考え方
  - ②獣医療現場における愛玩動物看護師の職責・役割
    - ・愛玩動物の獣医療現場における判断や解釈の参考としての獣医療のタスクシェアの基本的な考え方
    - ・愛玩動物看護師の職業実態、需給調査、処遇改善等
  - ③動物愛護・適正飼養分野における愛玩動物看護師の活躍推進
    - ・ペット産業、学校教育、動物愛護管理行政等の現場における専門職としての役割
  - ④愛玩動物看護師の養成及び資質向上
    - ・愛玩動物看護師の生涯教育、資格取得後の研修等
    - ・大学や養成所における養成課程の検証

### 3. 令和4年度における検討事項について

第1回予備試験が実施されたところであり、令和5年3月には免許付与審査を行うことを考慮して、上記2.の①から④に係る課題のうち、令和4年度中は、以下の内容で2回の合同会合を行い、御審議いただくこととしたい。

#### (1) 第1回（令和4年12月21日）

- ① 愛玩動物看護師国家試験予備試験の実施状況に関する報告
- ② 当面の審議予定について

愛玩動物看護師の養成や資質の向上を図るための課題等について、5年後の検討に向けた御意見をいただく

- ③ 愛玩動物看護師の処分の判断基準及び手続きに関する審議

第1回愛玩動物看護師国家試験（令和5年2月19日）の合格発表（3月17日）直後より、合格者から指定登録機関（一般財団法人動物看護師統一認定機構）に対して、愛玩動物看護師名簿への登録及び免許証の交付申請がなされることとなっている。名簿登録に係る手続きを速やかに実施するため、3月までには欠格事由の該当がある者に係る手続きについて御確認いただく

#### (2) 第2回（令和5年3月ごろ予定）

- ① 愛玩動物看護師国家試験の実施状況に関する報告
- ② 愛玩動物看護師の処分の判断基準及び手続きに関する審議

第1回の御意見を踏まえた、処分の考え方について御意見をいただく

### 4. 令和5年度以降における検討事項について

令和4年度開催の合同会合における御意見及び実態調査の結果等を踏まえて、検討することとしたい。

## 愛玩動物看護師制度推進に向けた検討事項

## 【国家資格の信頼確保】

- 国家試験の実施
- 免許付与、管理

《令和4年度》

- ◆ 第1回国家試験等の検証
  - ・ 予備試験の実施 (11/6)
  - ・ 国家試験の実施 (2/19)
- ◆ 行政処分の基準
  - ・ 獣医師の行政処分基準に準じた基本的考え方

- 第2回国家試験の実施
- 行政処分実施

\* 国家試験、行政処分に係る審議は年に2回程度を想定

## 【獣医療現場における職責・役割】

- 実態把握、検証
- 制度のあり方

《令和4年度》

- ◆ 獣医療のタスクシェアの基本的な考え方

- 職業実態調査
  - ・ 卒業生の就職先調査
  - ・ 就業実態調査
  - ・ 需給調査
  - ・ 処遇調査

- 制度のあり方

\* 実態調査は定期的を実施  
\* 制度へのニーズの把握と諸課題の解決

## 【動物愛護・適正飼養分野における活躍推進】

- 実態把握、検証
- 制度のあり方

《令和4年度》

(ペットショップ、地方公共団体に採用意向等をヒアリング)

- 動物愛護・適正飼養分野の現場での専門職としての役割検討
  - ・ 動物取扱業者
  - ・ 動物介在教育
  - ・ 地方公共団体動物愛護部局等

\* 実態調査は定期的を実施  
\* 制度へのニーズの把握と諸課題の解決

## 【養成・資質向上】

- 教育、専門養成
- 生涯教育、研修

《令和4年度》

(関係団体が生涯研修を検討)

- 養成(大学等)
  - ・ 学生実習での課題
  - ・ 教育カリキュラム
- 生涯教育の実施
  - ・ 生涯教育の内容基礎、高度、飼養管理等
  - ・ 実施体勢の構築  
大学等、関係団体

\* 関係の団体による生涯教育の実施状況も考慮  
\* 文科省等と養成状況や教育内容の検証・評価も必要

法施行後5年を目途とした、愛玩動物看護師制度のあり方の検討に向けて総合的に審議

## 愛玩動物看護師の免許付与手続きについて

## 1. 背景

新規申請者に対する愛玩動物看護師免許の付与について、農林水産大臣・環境大臣指定登録機関である「一般財団法人動物看護師統一認定機構」（以下、「機構」とする。）はその登録事務規程に基づき、愛玩動物看護師法（以下、「法」とする。）第4条に規定される、①罰金以上の刑に処せられた者（第1号）、②心身の障害により愛玩動物看護師の業務を適正に行うことができない者として省令で定めるもの（第3号）、③麻薬、大麻又はあへんの中毒者（第4号）、のいずれかに該当する者から愛玩動物看護師免許の申請があったときは、農林水産大臣及び環境大臣（以下、「主務大臣」という。）に対して免許付与の適否について照会することとなっている。

これを受けて、主務大臣は、免許申請書及びその添付書類等から申請者への免許付与の可否について、免許を与えない時期を定めて判断し、機構に回答する必要がある。また、上記②の者に免許を与えないとするときは、法第7条に基づき申請者の意見を聴取することとなっている。

一方、免許取得後の愛玩動物看護師が同法第4条の各号のいずれかに該当するに至ったときは、農林水産大臣及び環境大臣は、同法第9条に基づき、その免許を取り消し、または期間を定めて名称の使用停止を命ずることができる。

このため、農林水産大臣及び環境大臣は、行政手続法や獣医師法に準じて、欠格事由に該当する者への免許を与えるかどうかを決定する場合の手続きや、免許を与えない場合の意見聴取等の手続きについて、整備する必要がある。

## 2. 免許付与手続きについて（案）

免許付与の可否については、獣医師法の手続きに準じて検討してはどうか。

## (1) 免許付与に係る審査手続きについて

新規申請者に対する免許付与に係る指定登録機関からの照会については、照会内容に応じて、主務省が

- ① 法第4条第3号以外の場合は、必要に応じて申請者から意見聴取等を行い、作成した判断の基準に基づき免許を与えない又は時期を遅らせるかについて判断
- ② 法第4条第3号の心身の障害の場合は、医師の診断書を確認し、必要に応じて医師の意見を聞き判断

するものとし、その判断の基準に関して審議会の意見を聴取することをご確認いただく。

## (2) 判断の基準について

愛玩動物看護師の業務である「診療の補助」については、獣医師法第 17 条に規定する診療の一部であり、その業務は獣医師との緊密な連携のもとに行われることから、愛玩動物看護師に係る判断の基準は獣医師に対する行政処分基準と同等とするのも一案と考えられる。

当該判断の基準は、新規の申請に対しても準用する。



【参考1】愛玩動物看護師法（令和元年法律第五十号）抜粋

（免許欠格）

第四条 次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えないことがある。

- 一 罰金以上の刑に処せられた者
- 二 前号に該当する者を除くほか、愛玩動物看護師の業務に関し犯罪又は不正の行為があった者
- 三 心身の障害により愛玩動物看護師の業務を適正に行うことができない者として農林水産省令・環境省令で定めるもの
- 四 麻薬、大麻又はあへんの中毒者

（意見の聴取）

第七条 農林水産大臣及び環境大臣は、免許を申請した者について、第四条第三号に掲げる者に該当すると認め、同条の規定により免許を与えないこととするときは、あらかじめ、当該申請者にその旨を通知し、その求めがあったときは、農林水産大臣及び環境大臣の指定する職員にその意見を聴取させなければならない。

（免許取消し）

第九条 愛玩動物看護師が第四条各号のいずれかに該当するに至ったときは、農林水産大臣及び環境大臣は、その免許を取り消し、又は期間を定めて愛玩動物看護師の名称の使用の停止を命ずることができる。

- 2 前項の規定により免許を取り消された者であっても、その者がその取消しの理由となった事項に該当しなくなったときその他その後の事情により再び免許を与えるのが適当であると認められるに至ったときは、再免許を与えることができる。この場合においては、第六条の規定を準用する。

【参考2】愛玩動物看護師登録事務規程

（受理後の処理）

第七条 1 （略）

- 2 免許申請書等に欠格事由の該当がある場合には、機構長は、主務大臣に免許付与の適否について照会し、主務大臣からその適否について決定通知を受けるものとする。

【参考3】行政手続法（平成五年法律第八十八号）抜粋

（不利益処分をしようとする場合の手続）

第十三条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

- 一 次のいずれかに該当するとき 聴聞
- イ 許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき。
- ロ～ニ (略)
- 二 前号イからニまでのいずれにも該当しないとき 弁明の機会の付与

(聴聞の主宰)

第十九条 聴聞は、行政庁が指名する職員その他政令で定める者が主宰する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。

- 一 当該聴聞の当事者又は参加人
- 二 前号に規定する者の配偶者、四親等内の親族又は同居の親族
- 三 第一号に規定する者の代理人又は次条第三項に規定する補佐人
- 四 前三号に規定する者であった者
- 五 第一号に規定する者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人
- 六 参加人以外の関係人

【参考4】獣医師法（昭和二十四年法律第百八十六号）抜粋

(免許を与えない場合)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者には、第三条の免許を与えないことがある。

- 1 (略)
- 2 前項各号のいずれかに該当する者から免許の申請があつたときは、農林水産大臣は、獣医事審議会の意見を聴いて免許を与えるかどうかを決定しなければならない。

(免許の取消し及び業務の停止)

第八条 獣医師から申請があつたときは、農林水産大臣は、その免許を取り消さなければならない。

2 獣医師が次の各号の一に該当するときは、農林水産大臣は、獣医事審議会の意見を聴いて、その免許を取り消し、又は期間を定めて、その業務の停止を命ずることができる。

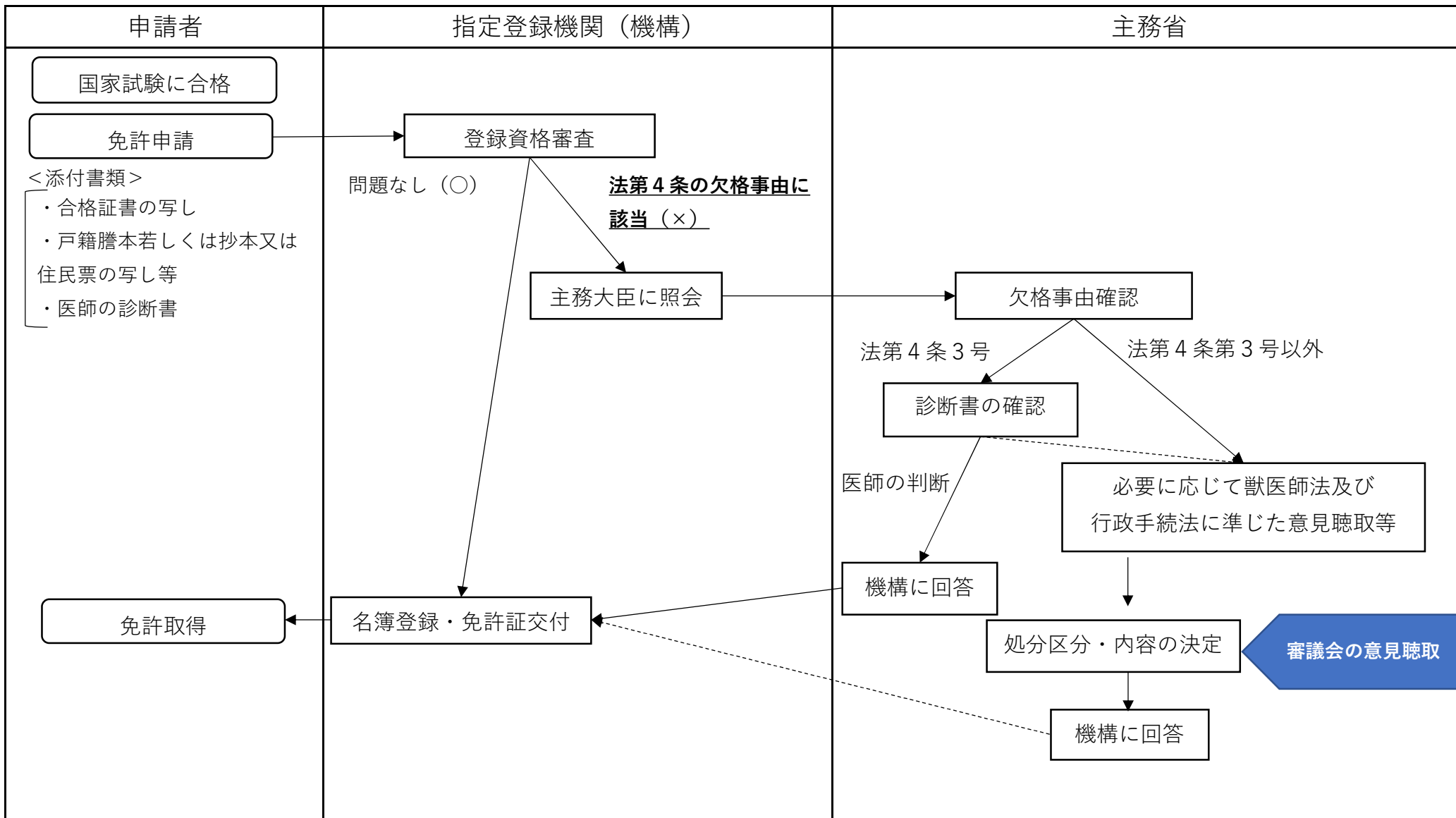
一～四 (略)

3 前項の規定により意見を聴かれたときは、獣医事審議会は、当該獣医師に、当該処分の原因となる事実を文書をもつて通知し、意見の聴取を行わなければならない。

4～6 (略)

7 第二項の規定による処分については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

愛玩動物看護師免許付与審査手続きの流れ



## 愛玩動物看護師法（令和元年法律第五十号）

### 目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 免許（第三条―第二十八条）
- 第三章 試験（第二十九条―第三十九条）
- 第四章 業務等（第四十条―第四十三条）
- 第五章 罰則（第四十四条―第四十八条）
- 附則

### 第一章 総則

#### （目的）

第一条 この法律は、愛玩動物看護師の資格を定めるとともに、その業務が適正に運用されるように規律し、もって愛玩動物に関する獣医療の普及及び向上並びに愛玩動物の適正な飼養に寄与することを目的とする。

#### （定義）

第二条 この法律において「愛玩動物」とは、獣医師法（昭和二十四年法律第百八十六号）第十七条に規定する飼育動物のうち、犬、猫その他政令で定める動物をいう。

2 この法律において「愛玩動物看護師」とは、農林水産大臣及び環境大臣の免許を受けて、愛玩動物看護師の名称を用いて、診療の補助（愛玩動物に対する診療（獣医師法第十七条に規定する診療をいう。）の一環として行われる衛生上の危害を生ずるおそれが少ないと認められる行為であって、獣医師の指示の下に行われるものをいう。以下同じ。）及び疾病にかかり、又は負傷した愛玩動物の世話その他の愛玩動物の看護並びに愛玩動物を飼養する者その他の者に対するその愛護及び適正な飼養に係る助言その他の支援を業とする者をいう。

### 第二章 免許

#### （免許）

第三条 愛玩動物看護師になろうとする者は、愛玩動物看護師国家試験（以下「試験」という。）に合格し、農林水産大臣及び環境大臣の免許（第三十一条

第三号を除き、以下「免許」という。)を受けなければならない。

(欠格事由)

第四条 次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えないことがある。

- 一 罰金以上の刑に処せられた者
- 二 前号に該当する者を除くほか、愛玩動物看護師の業務に関し犯罪又は不正の行為があった者
- 三 心身の障害により愛玩動物看護師の業務を適正に行うことができない者として農林水産省令・環境省令で定めるもの
- 四 麻薬、大麻又はあへんの中毒者

(愛玩動物看護師名簿)

第五条 農林水産省及び環境省にそれぞれ愛玩動物看護師名簿を備え、免許に関する事項を登録する。

(登録及び免許証の交付)

第六条 免許は、試験に合格した者の申請により、愛玩動物看護師名簿に登録することによって行う。

- 2 農林水産大臣及び環境大臣は、免許を与えたときは、愛玩動物看護師免許証を交付する。

(意見の聴取)

第七条 農林水産大臣及び環境大臣は、免許を申請した者について、第四条第三号に掲げる者に該当すると認め、同条の規定により免許を与えないこととするときは、あらかじめ、当該申請者にその旨を通知し、その求めがあったときは、農林水産大臣及び環境大臣の指定する職員にその意見を聴取させなければならない。

(愛玩動物看護師名簿の訂正)

第八条 愛玩動物看護師は、愛玩動物看護師名簿に登録された免許に関する事項に変更があったときは、三十日以内に、当該事項の変更を農林水産大臣及び環境大臣に申請しなければならない。

(免許の取消し等)

第九条 愛玩動物看護師が第四条各号のいずれかに該当するに至ったときは、農林水産大臣及び環境大臣は、その免許を取り消し、又は期間を定めて愛玩動物看護師の名称の使用の停止を命ずることができる。

- 2 前項の規定により免許を取り消された者であっても、その者がその取消しの理由となった事項に該当しなくなったときその他その後の事情により再び免許を与えるのが適当であると認められるに至ったときは、再免許を与えることができる。この場合においては、第六条の規定を準用する。

(登録の消除)

第十条 農林水産大臣及び環境大臣は、免許がその効力を失ったときは、愛玩動物看護師名簿に登録されたその免許に関する事項を消除しなければならない。

(免許証の再交付手数料)

第十一条 愛玩動物看護師免許証の再交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納付しなければならない。

(指定登録機関の指定)

第十二条 農林水産大臣及び環境大臣は、農林水産省令・環境省令で定めるところにより、その指定する者（以下「指定登録機関」という。）に、愛玩動物看護師の登録の実施等に関する事務（以下「登録事務」という。）を行わせることができる。

- 2 指定登録機関の指定は、農林水産省令・環境省令で定めるところにより、登録事務を行おうとする者の申請により行う。
- 3 農林水産大臣及び環境大臣は、他に第一項の規定による指定を受けた者がなく、かつ、前項の申請が次の要件を満たしていると認めるときでなければ、指定登録機関の指定をしてはならない。
- 一 職員、設備、登録事務の実施の方法その他の事項についての登録事務の実施に関する計画が、登録事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
  - 二 前号の登録事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
- 4 農林水産大臣及び環境大臣は、第二項の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、指定登録機関の指定をしてはならない。
- 一 申請者が、一般社団法人又は一般財団法人以外の者であること。
  - 二 申請者がその行う登録事務以外の業務により登録事務を公正に実施することができないおそれがあること。
  - 三 申請者が、第二十三条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。
  - 四 申請者の役員のうち、次のいずれかに該当する者があること。
    - イ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受

- けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者
- ロ 次条第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

(指定登録機関の役員を選任及び解任)

第十三条 指定登録機関の役員を選任及び解任は、農林水産大臣及び環境大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

- 2 農林水産大臣及び環境大臣は、指定登録機関の役員が、この法律（この法律に基づく命令又は処分を含む。）若しくは第十五条第一項に規定する登録事務規程に違反する行為をしたとき又は登録事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、指定登録機関に対し、当該役員解任を命ずることができる。

(事業計画の認可等)

第十四条 指定登録機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に（第十二条第一項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、農林水産大臣及び環境大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 指定登録機関は、毎事業年度の経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、農林水産大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

(登録事務規程)

第十五条 指定登録機関は、登録事務の開始前に、登録事務の実施に関する規程（以下「登録事務規程」という。）を定め、農林水産大臣及び環境大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 登録事務規程で定めるべき事項は、農林水産省令・環境省令で定める。
- 3 農林水産大臣及び環境大臣は、第一項の認可をした登録事務規程が登録事務の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、指定登録機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

(規定の適用等)

第十六条 指定登録機関が登録事務を行う場合における第五条、第六条第二項（第九条第二項において準用する場合を含む。）、第八条、第十条及び第十一条の規定の適用については、第五条中「農林水産省及び環境省にそれぞれ」とあるのは「指定登録機関に」と、第六条第二項中「農林水産大臣及び環境大臣」とあるのは「指定登録機関」と、「免許を与えたときは、愛玩動物看護師免許

証」とあるのは「前項の規定による登録をしたときは、当該登録に係る者に愛玩動物看護師免許証明書」と、第八条及び第十条中「農林水産大臣及び環境大臣」とあるのは「指定登録機関」と、第十一条中「愛玩動物看護師免許証」とあるのは「愛玩動物看護師免許証明書」と、「国」とあるのは「指定登録機関」とする。

- 2 指定登録機関が登録事務を行う場合において、愛玩動物看護師名簿に免許に関する事項の登録を受けようとする者又は愛玩動物看護師免許証明書の書換交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を指定登録機関に納付しなければならない。
- 3 第一項の規定により読み替えて適用する第十一条及び前項の規定により指定登録機関に納められた手数料は、指定登録機関の収入とする。

(秘密保持義務等)

第十七条 指定登録機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、登録事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 2 登録事務に従事する指定登録機関の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(帳簿の備付け等)

第十八条 指定登録機関は、農林水産省令・環境省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、これに登録事務に関する事項で農林水産省令・環境省令で定めるものを記載し、及びこれを保存しなければならない。

(監督命令)

第十九条 農林水産大臣及び環境大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定登録機関に対し、登録事務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告)

第二十条 農林水産大臣及び環境大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、農林水産省令・環境省令で定めるところにより、指定登録機関に対し、報告をさせることができる。

(立入検査)

第二十一条 農林水産大臣及び環境大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、指定登録機関の事務所に



立ち入り、指定登録機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(登録事務の休廃止)

第二十二條 指定登録機関は、農林水産大臣及び環境大臣の許可を受けなければ、登録事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(指定の取消し等)

第二十三條 農林水産大臣及び環境大臣は、指定登録機関が第十二條第四項各号(第三号を除く。)のいずれかに該当するに至ったときは、その指定を取り消さなければならない。

- 2 農林水産大臣及び環境大臣は、指定登録機関が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて登録事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
  - 一 第十二條第三項各号の要件を満たさなくなると認められるとき。
  - 二 第十三條第二項、第十五條第三項又は第十九條の規定による命令に違反したとき。
  - 三 第十四條又は前條の規定に違反したとき。
  - 四 第十五條第一項の認可を受けた登録事務規程によらないで登録事務を行ったとき。
  - 五 次條第一項の条件に違反したとき。

(指定等の条件)

第二十四條 第十二條第一項、第十三條第一項、第十四條第一項、第十五條第一項又は第二十二條の規定による指定、認可又は許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

- 2 前項の条件は、当該指定、認可又は許可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、当該指定、認可又は許可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであってはならない。

(指定登録機関がした処分等に係る審査請求)

第二十五條 指定登録機関が行う登録事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、農林水産大臣及び環境大臣に対し、審査請求をすることがで

きる。この場合において、農林水産大臣及び環境大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定登録機関の上級行政庁とみなす。

（農林水産大臣及び環境大臣による登録事務の実施等）

第二十六条 農林水産大臣及び環境大臣は、指定登録機関の指定をしたときは、登録事務を行わないものとする。

- 2 農林水産大臣及び環境大臣は、指定登録機関が第二十二条の規定による許可を受けて登録事務の全部若しくは一部を休止したとき、第二十三条第二項の規定により指定登録機関に対し登録事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき又は指定登録機関が天災その他の事由により登録事務の全部若しくは一部を実施することが困難となった場合において必要があると認めるときは、登録事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

（公示）

第二十七条 農林水産大臣及び環境大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

- 一 第十二条第一項の規定による指定をしたとき。
- 二 第二十二条の規定による許可をしたとき。
- 三 第二十三条の規定により指定を取り消し、又は登録事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。
- 四 前条第二項の規定により登録事務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき又は自ら行っていた登録事務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

（農林水産省令・環境省令への委任）

第二十八条 この章に規定するもののほか、免許の申請、愛玩動物看護師名簿の登録、訂正及び消除、愛玩動物看護師免許証又は愛玩動物看護師免許証明書の交付、書換交付及び再交付、第二十六条第二項の規定により農林水産大臣及び環境大臣が登録事務の全部又は一部を行う場合における登録事務の引継ぎその他免許及び指定登録機関に関し必要な事項は、農林水産省令・環境省令で定める。

### 第三章 試験

#### (試験)

第二十九条 試験は、愛玩動物看護師として必要な知識及び技能について行う。

#### (試験の実施)

第三十条 試験は、毎年一回以上、農林水産大臣及び環境大臣が行う。

#### (受験資格)

第三十一条 試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

- 一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学において農林水産大臣及び環境大臣の指定する科目を修めて卒業した者
- 二 農林水産省令・環境省令で定める基準に適合するものとして都道府県知事が指定した愛玩動物看護師養成所において、三年以上愛玩動物看護師として必要な知識及び技能を修得した者
- 三 外国の第二条第二項に規定する業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国で愛玩動物看護師に係る農林水産大臣及び環境大臣の免許に相当する免許を受けた者で、農林水産大臣及び環境大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認定したもの

#### (試験の無効等)

第三十二条 農林水産大臣及び環境大臣は、試験に関して不正の行為があった場合には、その不正行為に関係のある者に対しては、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができる。

- 2 農林水産大臣及び環境大臣は、前項の規定による処分を受けた者に対し、期間を定めて試験を受けることができないものとするすることができる。

#### (受験手数料)

第三十三条 試験を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を国に納付しなければならない。

- 2 前項の受験手数料は、これを納付した者が試験を受けない場合においても、返還しない。

#### (指定試験機関の指定)

第三十四条 農林水産大臣及び環境大臣は、農林水産省令・環境省令で定めるところにより、その指定する者(以下「指定試験機関」という。)に、試験の実

施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行わせることができる。

- 2 指定試験機関の指定は、農林水産省令・環境省令で定めるところにより、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

（指定試験機関の愛玩動物看護師試験委員）

第三十五条 指定試験機関は、試験の問題の作成及び採点を愛玩動物看護師試験委員（次項及び第三項並びに次条並びに第三十八条において読み替えて準用する第十三条第二項及び第十七条において「試験委員」という。）に行わせなければならない。

- 2 指定試験機関は、試験委員を選任しようとするときは、農林水産省令・環境省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。
- 3 指定試験機関は、試験委員を選任したときは、農林水産省令・環境省令で定めるところにより、農林水産大臣及び環境大臣にその旨を届け出なければならない。試験委員に変更があったときも、同様とする。

第三十六条 試験委員は、試験の問題の作成及び採点について、厳正を保持し不正の行為のないようにしなければならない。

（受験の停止等）

第三十七条 指定試験機関が試験事務を行う場合において、指定試験機関は、試験に関して不正の行為があったときは、その不正行為に関係のある者に対しては、その受験を停止させることができる。

- 2 前項に定めるもののほか、指定試験機関が試験事務を行う場合における第三十二条及び第三十三条第一項の規定の適用については、第三十二条第一項中「その受験を停止させ、又はその試験」とあるのは「その試験」と、同条第二項中「前項」とあるのは「前項又は第三十七条第一項」と、第三十三条第一項中「国」とあるのは「指定試験機関」とする。
- 3 前項の規定により読み替えて適用する第三十三条第一項の規定により指定試験機関に納められた受験手数料は、指定試験機関の収入とする。

（準用）

第三十八条 第十二条第三項及び第四項、第十三条から第十五条まで並びに第十七条から第二十七条までの規定は、指定試験機関について準用する。この場合において、これらの規定中「登録事務」とあるのは「試験事務」と、「登録事務規程」とあるのは「試験事務規程」と、第十二条第三項中「第一項」とあるのは「第三十四条第一項」と、「前項」とあるのは「同条第二項」と、同条第四項中「第二項の申請」とあるのは「第三十四条第二項の申請」と、第十三

条第二項中「役員」とあるのは「役員（試験委員を含む。）」と、第十四条第一項中「第十二条第一項」とあるのは「第三十四条第一項」と、第十七条中「役員」とあるのは「役員（試験委員を含む。）」と、第二十三条第二項第三号中「又は前条」とあるのは「、前条又は第三十五条」と、第二十四条第一項及び第二十七条第一号中「第十二条第一項」とあるのは「第三十四条第一項」と読み替えるものとする。

（試験の細目等）

第三十九条 この章に規定するもののほか、試験科目、第三十一条第二号の規定による愛玩動物看護師養成所の指定、受験手続、試験事務の引継ぎその他試験及び指定試験機関に関し必要な事項は、農林水産省令・環境省令で定める。

## 第四章 業務等

（業務）

第四十条 愛玩動物看護師は、獣医師法第十七条の規定にかかわらず、診療の補助を行うことを業とすることができる。

2 前項の規定は、第九条第一項の規定により愛玩動物看護師の名称の使用の停止を命ぜられている者については、適用しない。

（獣医師との連携）

第四十一条 愛玩動物看護師は、その業務を行うに当たっては、獣医師との緊密な連携を図り、適正な獣医療の確保に努めなければならない。

（名称の使用制限）

第四十二条 愛玩動物看護師でない者は、愛玩動物看護師又はこれに紛らわしい名称を使用してはならない。

（経過措置）

第四十三条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

## 第五章 罰則

第四十四条 第十七条第一項（第三十八条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、登録事務又は試験事務に関して知り得た秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十五条 第二十三条第二項（第三十八条において準用する場合を含む。）の規定による登録事務又は試験事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定登録機関又は指定試験機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十六条 第三十六条の規定に違反して、不正の採点をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十七条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定登録機関又は指定試験機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十八条（第三十八条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき。
- 二 第二十条（第三十八条において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 三 第二十一条第一項（第三十八条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。
- 四 第二十二条（第三十八条において準用する場合を含む。）の許可を受けないうで登録事務又は試験事務の全部を廃止したとき。

第四十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第九条第一項の規定により愛玩動物看護師の名称の使用の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、愛玩動物看護師の名称を使用したもの
- 二 第四十二条の規定に違反して、愛玩動物看護師又はこれに紛らわしい名称を使用した者

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第三十四条から第三十六条まで、第三十八条（第十八条及び第二十五条の規定を準用する部分を除く。）及び第三十九条の規定並びに第四十四条、第四十五条及び第四十七条（第一号を除く。）の規定（指定試験機関に係る部分に限る。）並びに附則第四条、第五条、第九条及び第十条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

### (受験資格の特例)

第二条 次の各号のいずれかに該当する者は、第三十一条の規定にかかわらず、試験を受けることができる。

- 一 次のいずれかに該当する者であつて、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から五年を経過する日までに農林水産大臣及び環境大臣が指定した講習会の課程を修了したもの
    - イ 施行日前に学校教育法に基づく大学を卒業した者であつて、当該大学において農林水産大臣及び環境大臣の指定する科目を修めたもの
    - ロ 施行日前に学校教育法に基づく大学に入学した者であつて、農林水産大臣及び環境大臣の指定する科目を修めて施行日以後に卒業したもの
    - ハ 第二条第二項に規定する業務（診療の補助を除く。）に必要な知識及び技能を修得させる養成所であつて都道府県知事が指定したものにおいて、施行日前に当該知識及び技能の修得を終えた者
  - ニ 第二条第二項に規定する業務（診療の補助を除く。）に必要な知識及び技能を修得させる養成所であつて都道府県知事が指定したものにおいて、この法律の施行の際現に当該知識及び技能を修得中であり、その修得をこの法律の施行日以後に終えた者
- 二 愛玩動物看護師国家試験予備試験（以下「予備試験」という。）に合格した者

### (予備試験)

第三条 農林水産大臣及び環境大臣は、試験を受けようとする者が第三十一条第一号又は第二号に掲げる者と同等の知識及び技能を有するかどうかを判定することを目的として、施行日から五年を経過する日までの間、毎年一回以上、予備試験を行う。

- 2 予備試験は、第二条第二項に規定する業務（診療の補助を除く。）を五年以

上業として行った者又は農林水産大臣及び環境大臣がこれと同等以上の経験を有すると認める者であつて、農林水産大臣及び環境大臣が指定した講習会の課程を修了したものでなければ、受けることができない。

3 第三十二条及び第三十三条の規定は、予備試験について準用する。

第四条 農林水産大臣及び環境大臣は、前条第一項の規定により予備試験を行う場合において、第三十四条第一項の規定により指定試験機関の指定をするときは、当該指定試験機関に、予備試験の実施に関する事務（次項及び次条において「予備試験事務」という。）を行わせるものとする。

2 前項の規定により指定試験機関に予備試験事務を行わせる場合における第三十四条第二項、第三十五条第一項、第三十六条、第三十七条、第三十八条及び第四十四条から第四十七条までの規定の適用については、第三十四条第二項中「試験事務」とあるのは「試験事務及び附則第四条第一項に規定する予備試験事務（以下この章及び第五章において「予備試験事務」という。）」と、第三十五条第一項中「試験の」とあるのは「試験及び愛玩動物看護師国家試験予備試験（以下この章において「予備試験」という。）の」と、第三十六条中「試験の」とあるのは「試験及び予備試験の」と、第三十七条第一項中「試験事務」とあるのは「試験事務及び予備試験事務」と、「試験に」とあるのは「試験又は予備試験に」と、同条第二項中「試験事務」とあるのは「試験事務及び予備試験事務」と、「第三十三条第一項の規定」とあるのは「第三十三条の規定（附則第三条第三項において準用する場合を含む。）」と、「第三十二条第一項中」とあるのは「第三十二条第一項中「試験に」とあるのは「試験又は愛玩動物看護師国家試験予備試験（以下この条及び次条において「予備試験」という。）に」と、」と、「その試験」とあるのは「その試験又は予備試験」と、「前項又は第三十七条第一項」とあるのは「前項又は附則第四条第二項の規定により読み替えて適用する第三十七条第一項」と、「第三十三条第一項中」とあるのは「「試験」とあるのは「試験又は予備試験」と、第三十三条第一項中「試験」とあるのは「試験又は予備試験」と、」と、「とする」とあるのは「と、同条第二項中「試験」とあるのは「試験又は予備試験」とする」と、同条第三項中「前項」とあるのは「附則第四条第二項の規定により読み替えて適用する前項」と、第三十八条中「これらの規定」とあるのは「これらの規定（第十二条第三項第一号を除く。）」と、「試験事務」とあるのは「試験事務及び予備試験事務」と、「試験事務規程」とあるのは「試験及び予備試験事務規程」と、「同条第四項」とあるのは「同項第一号中「、登録事務の実施」とあるのは「、試験事務及び附則第四条第一項に規定する予備試験事務（以下この章において「予備試験事務」という。）の実施」と、「の登録事務」とあるのは「の試験事務及び予備試験事務」と、「登録事務の適正」とあるのは「試験事務及び予備試験事務



の適正」と、同条第四項」と、「第三十五条」とあるのは「附則第四条第二項の規定により読み替えて適用する第三十五条」と、第四十四条及び第四十五条中「第三十八条」とあるのは「附則第四条第二項の規定により読み替えて適用する第三十八条」と、「試験事務」とあるのは「試験事務及び予備試験事務」と、第四十六条中「第三十六条」とあるのは「附則第四条第二項の規定により読み替えて適用する第三十六条」と、第四十七条第一号及び第四号中「第三十八条」とあるのは「附則第四条第二項の規定により読み替えて適用する第三十八条」と、同号中「試験事務」とあるのは「試験事務及び予備試験事務」とする。

第五条 前二条に規定するもののほか、予備試験の試験科目及び受験手続、予備試験事務の引継ぎその他予備試験及び予備試験事務を行う指定試験機関に関し必要な事項は、農林水産省令・環境省令で定める。

(名称の使用制限に関する経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に愛玩動物看護師又はこれに紛らわしい名称を使用している者については、第四十二条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(試験及び予備試験の実施に関する特例)

第七条 第三十条及び附則第三条第一項の規定にかかわらず、施行日の属する年においては、試験及び予備試験を行わないことができる。

(登録免許税法の一部改正)

第八条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第三十二号二十の次に次のように加える。

二十の二 愛玩動物看護師法(令和元年法律第五十号)による愛玩動物看護師名簿にする登録

イ 愛玩動物看護師法第六条第一項(登録)の愛玩動物看護師の登録 登録件数 一件につき九千円

ロ 登録事項の変更の登録 登録件数 一件につき千円

(農林水産省設置法の一部改正)

第九条 農林水産省設置法(平成十一年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二十二号中「獣医師及び」を削り、同号の次に次の二号を加

える。

二十二の二 獣医師に関すること。

二十二の三 愛玩動物看護師に関する事務のうち所掌に係るものに関する  
こと。

(環境省設置法の一部改正)

第十条 環境省設置法(平成十一年法律第百一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十七号の次に次の一号を加える。

十七の二 愛玩動物看護師に関する事務のうち所掌に係るものに関するこ  
と。

## ◎愛玩動物看護師法

(令和元年六月二八日法律第五〇号)(衆)

### 一、提案理由(令和元年六月一三日・衆議院本会議)

○秋葉賢也君 ただいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

本案は、近年の愛玩動物をめぐる状況に鑑み、新たに愛玩動物看護師の資格を定めるとともに、その業務が適正に運用されるように規律するため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、愛玩動物看護師が行う業務として、獣医師の指示のもとに行われる愛玩動物の診療の補助、愛玩動物の世話その他の看護及び愛玩動物の愛護・適正な飼養に係る助言その他の支援を規定すること、

第二に、愛玩動物看護師になろうとする者は、愛玩動物看護師国家試験に合格し、農林水産大臣及び環境大臣の免許を受けなければならないこと、

第三に、愛玩動物看護師は、獣医師法第十七条の規定にかかわらず、診療の補助を行うことを業とできること、

第四に、愛玩動物看護師でない者は、愛玩動物看護師又はこれに紛らわしい名称を使用してはならないこと  
などであります。

本案は、去る七日の環境委員会において、全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

なお、愛玩動物看護師の制度化に関する件を本委員会の決議として議決したことを申し添えます。

何とぞ速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

### ○決議(令和元年六月七日)

政府は、「愛玩動物看護師法」を施行するに当たっては、次の事項に留意し、その運用について万全を期すべきである。

一 愛玩動物看護師が獣医師の指示の下に行われる愛玩動物の診療の補助等に必要な専門的知識・技能を十分に有した資格となるよう、その資質の向上の観点から、受験資格を得るために必要な教育養成機関における養成課程及び国家試験の内容の充実に努めること。

二 現行の動物看護師が愛玩動物看護師の受験資格を取得できるよう、講習会及び予備試験の実施等について十分配慮すること。

三 愛玩動物看護師の制度化による業務独占及び名称独占が、現行の動物看護師の業務遂行に支障をきたさないよう十分配慮すること。

四 動物看護師の業務は動物診療施設のみならず動物関連施設、企業及び教育機関など活動の場が多岐にわたっていることから、関係省庁間及び関連団体との連携に努める

こと。

五 愛玩動物看護師の資格取得のための教育養成機関等における費用負担の増加等が、動物看護師志望者を抑制することにつながらないように、動物看護師全体の処遇の向上に向けて、その社会的役割の周知や認知度の向上等、必要な環境整備に努めること。

六 動物の愛護及び管理に関する法律の実効性を確保する観点から、愛玩動物看護師が適切に役割を果たすことができるよう、同法との連携に十分配慮すること。

七 愛玩動物看護師の制度化に伴う諸施策を着実に実施するため、必要な体制の確保に向けて、万全を期すよう努めること。

右決議する。

## 二、参議院環境委員長報告（令和元年六月二一日）

○那谷屋正義君 ただいま議題となりました法律案につきまして、環境委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、衆議院環境委員長の提出によるものでありまして、最近の愛玩動物をめぐる状況に鑑み、新たに愛玩動物看護師の国家資格を創設するとともに、愛玩動物看護師の業務を明確化するなど、その業務が適正に運用されるように規律を定めようとするものであります。

本委員会におきましては、国家資格化の意義、愛玩動物看護師の処遇改善の見通し及びその必要性、今後の獣医療体制の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

### ○附帯決議（令和元年六月二〇日）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、愛玩動物看護師が獣医師の指示の下に行われる愛玩動物の診療の補助等に必要な専門的知識・技能を十分に有した資格となるよう、その資質の向上の観点から、受験資格を得るために必要な教育養成機関における養成課程及び国家試験の内容の充実に努めること。また、愛玩動物看護師資格取得後についても、現場での指導及び人材育成の充実に努めること。

二、国家試験の詳細及び実施までのスケジュールを広く国民に周知し、円滑な国家資格化への移行に努めること。また、現行の動物看護師等が愛玩動物看護師の受験資格を取得できるよう、講習会及び予備試験の実施等について十分配慮すること。

三、愛玩動物看護師の制度化による業務独占及び名称独占が、現行の動物看護師の業務遂行に支障をきたさないよう十分配慮すること。

四、愛玩動物看護師の業務のうち、獣医師の指示の下に行われる愛玩動物の診療の補助

に関する業務は、獣医療関係者、動物愛護団体、消費者団体等、幅広く国民の理解を得られるよう慎重に検討すること。

五、動物看護師の業務は動物診療施設のみならず動物関連施設、企業及び教育機関など活動の場が多岐にわたっていることから、関係省庁間及び関連団体との連携に努めること。特に、所管省庁である農林水産省と環境省は、それぞれの役割を明確にしつつ、十分な連携を図ること。

六、愛玩動物看護師の資格取得のための教育養成機関等における費用負担の増加等が、動物看護師志望者を抑制することにつながらないように、動物看護師全体の処遇の向上に向けて、その社会的役割の周知や認知度の向上等、必要な環境整備に努めること。

七、動物の愛護及び管理に関する法律の実効性を確保する観点から、愛玩動物看護師が適切に役割を果たすことができるよう、同法との連携に十分配慮すること。

八、小動物分野、産業動物分野、行政分野の獣医療の現場において、獣医療を担う獣医師の偏在問題が指摘されている。偏在問題の原因を分析するとともに、産業動物分野、行政分野における獣医療人材の育成、確保に関する検討を行い、その解消を図るための必要な対策を講ずること。

九、愛玩動物看護師の制度化に伴う諸施策を着実に実施するため、必要な体制の確保に向けて、万全を期すよう努めること。

十、本法律の施行後五年を目途として、本法律の施行の状況のほか、愛玩動物看護師等の資質、処遇及び人材確保の状況等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果について所要の措置を講ずること。

右決議する。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。

# 獣医師に対する行政処分に関する基本的な考え方

平成27年10月30日

獣医事審議会免許部会

## 1 はじめに

- (1) 獣医師は、飼育動物に関する診療、保健衛生の指導その他の獣医事をつかさどることによって、動物に関する保健衛生の向上及び畜産業の発展を図り、あわせて公衆衛生の向上に寄与することを任務としている。
- (2) 獣医師に対する行政処分については、獣医師法第8条第2項に規定されており、獣医師が罰金刑以上の刑に処せられるなどの欠格要件に該当するとき、獣医師としての品位を損ずる行為をしたときなどには、農林水産大臣が獣医事審議会の意見を聴いて、その免許を取り消し、又は期間を定めて業務の停止を命じることとなるが、近年、罰金刑以上の刑に処せられたことにより、行政処分を受ける獣医師が増加傾向にある。
- (3) 獣医事審議会は、行政処分について審議する際には、当該獣医師に弁明の機会を与え、その者に証拠を提出させることにより、公平な立場から事情を参酌し、公正な処分が行われるよう配慮する必要がある。また、行政処分の程度は、①その事案の重大性、②獣医師に求められる職業倫理、③獣医事に関連して国民や社会に与える影響等に応じて判断されるべきである。
- (4) このため、獣医事審議会で行政処分に関する意見を決定するに当たっては、以下に示す「行政処分に関する基本的な考え方」に基づいて審議する。なお、この「獣医師に対する行政処分に関する基本的な考え方」は、関係者に広く周知していくとともに、獣医療に対する国民や社会の信頼を確保するため、獣医事を巡る社会情勢の変化等に対応し、必要に応じて見直す。

## 2 行政処分に関する基本的な考え方

- (1) 獣医師に対する行政処分は、公正に行われなければならない、処分の対象となった行為の事実等を正確に把握した上で判断する必要がある。そのため、獣医事審議会においては、司法による判決の内容や裁判で明らかになった事実、当該獣医師の弁明や提出される証拠等に基づき、事案ごとの事情を参酌しつつ、審議を行う。

(2) 行政処分の程度については、事案の重大性として、司法による判決の内容を基礎とするが、獣医師が業務を行うに当たって遵守すべき法律に係る違反行為、獣医師の立場や知識を利用した違反行為、獣医師に課せられた倫理的又は道徳的な職責に大きく反する行為など、獣医師に求められる職業倫理に反する行為と判断される場合は、より厳しい処分の対象とする。その上で、獣医事に関連して国民や社会に与える影響等も勘案して行政処分の程度を決定する。

### 3 事案別の具体的な考え方

#### (1) 獣医師が罰金以上の刑に処せられた事案

##### ア 獣医師が業務を行うに当たって遵守すべき法律に係る違反行為

(獣医師法、獣医療法、家畜伝染病予防法、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」(旧薬事法)等)に係る違反行為)

行政処分の程度は、基本的には司法による判決の内容等を参考に決定するが、獣医師自らが当然に果たすべき法律上の義務を怠り、人や動物の健康を危険にさらす行為については、より重い処分とする。

##### イ 獣医師業務に直接には関係しないが、罰金以上の刑に処せられた事案

(刑法(殺人、傷害、窃盗、詐欺、強制わいせつ等)、覚せい剤取締法、所得税法、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律、道路交通法等)に係る違反行為)

行政処分の程度は、基本的には司法による判決の内容等を参考に決定するが、獣医師の立場や知識を利用した事案については、より重い処分とする。

#### (2) 獣医師道に対する重大な背反行為等があった事案

(獣医師に課せられた倫理的又は道徳的な職責に大きく反する行為であると客観的に認定できる事案)

行政処分の程度は、裁判で明らかになった事実等を参考に決定する。